

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	水道使用料減免事業	①物価高騰による家計への影響をふまえ、水道料金のうち基本料金(全額)を免除する。 ②水道料金(基本料金)の免除に係る費用(大阪広域企業団へ負担) ③7,900世帯×基本料金(消費税等含む)902円×6か月＝42,754,800円 ④町内全世帯(ただし、用途が一般専用・共用のみの対象とする。官公庁は除く。)	R8.4	R8.9
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費負担軽減事業	①物価高騰による家計への影響をふまえ、学校給食費の全部又は一部を補助する。 ②町立小学校、私立小学校等の給食費の全部又は一部に係る費用 ③給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。 教職員の給食費は含まない。 【町立小学校分】(低学年)206人×600円×11月分＝1,359,600円、(中学年)234人×700円×11月分＝1,801,800円、(高学年)250人×800円×11月分＝2,200,000円 【私立小学校等】(低学年)4人×5,800円×11月分＝255,200円、(中学年)1人×5,900円×11月分＝64,900円、(高学年)3人×6,000円×11月分＝198,000円 ④町内在住の小学校児童の保護者	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食費負担軽減事業	①物価高騰による家計への影響をふまえ、学校給食費の全部又は一部を補助する。 ②町立中学校、私立中学校等の給食費の全部又は一部に係る費用 ③教職員の給食費は含まない。 【町立中学校分】(1年生)119人×66,500円＝7,913,500円、(2年生)120人×65,800円＝7,896,000円、(3年生)122人×62,400円＝7,612,800円 【私立小学校等】(1年生)9人×66,500円＝598,500円、(2年生)8人×65,800円＝526,400円、(3年生)14人×62,400円＝873,600円 ④町内在住の中学校生徒の保護者	R8.4	R9.3